

京都市政史編さん通信

第 43 号
2012 年 9 月

京都市都市計画事業の一九二一年前半（上）

―河原町通拡築か木屋町通か

伊藤之雄

はじめに

第一次世界大戦が終了すると、一九一九年（大正八）、原敬内閣は第四一議会で都市計画法案と市街地建築物法案を提出し、成立させた。この法案は、各都市の周辺市町村にまで無秩序に都市化が進展し始めたのに対し、各都市がこれら周辺部まで含め都市改良事業を拡大し、積極的に対応できるようにするものだった。第一次世界大戦中に都市がさらに成長し、東京・大阪・京都に横浜・名古屋・神戸が加わって六大都市と称されるようになっていた。原内閣で成立した法案により、六大都市のみならず、地方都市にまで都市計画事業が実施され、各都市と近郊農村部も含めて、都市改造・改良が始まる。

都市計画事業に関しては、東京市の都市計画事業計画が、関東大震災後に震災復興事業となり、国が中心となって大規模に実施された事例の検討は行われている。震災に遭った横浜市や、震災に遭わなかった大阪・京都・名古屋・神戸市など他の六大都市、さらに規模の小さい諸都市の都市計画事業についての研究も、いくつか出てきた¹。

これらの研究を参照しながら、都市計画事業の根拠となる都市計画法や事業について、内務省の主導が強く、各都市の事業計画の決定の中心

伊藤之雄「京都市都市計画事業の一九二一年前半（上）」

―河原町通拡築か木屋町通か……………1

川口朋子『京都市政史』刊行記念「戦後京都の軌跡」展によせて

―史料『京都市建物疎開跡地処理計画』の紹介―……………5

第二巻についておわびと訂正……………9

史料ニュース／編纂だより／京わらべ……………10

となる都市計画地方委員会でも内務官僚がリードし、各地方自治体や市民の主体性は弱かったとの評価が一般的である²。

しかし、これらの一般的評価は、都市計画事業における意思決定過程で、内務省・都市計画各市地方委員会・各都市や府県・市民がどのような役割を果たしたのかの事例を、具体的に分析した上での結論ではない。

また史料的にもこれらの研究は、都市計画事業の意思決定過程で大きな役割を果たした、都市計画各市地方委員会の議事速記録などの一次史料を使っていない限界がある。

筆者は、第一次世界大戦後の京都市の都市計画事業の形成過程に、さらに深い考察を加える手始めとして、別稿では京都市の都市計画事業の原型となった「市区改正案」の形成について検討した。さらにもう一つの論文で、その計画を受け継いだ都市計画事業に、一九二〇年になると景観の問題も登場し、計画の再検討を求める動きが強まったことを考察した³。一つの論文では、京都市区改正委員会や、その後身の都市計画京都地方委員会の議事速記録などの一次史料を使った。その結果明らかになったのは、主に以下の四点である。

第一に、京都市区改正事業の立案の基礎となったのは、京都市の技術職員の交通網等の合理性を重視する考え方であった。それに対し、河原町線（通）拡築で引越しを迫られても新たに住む家が見つからない、と借家人など地域住民がみずからの生活を守るため、局地的利害の主張をし、木屋町線拡築（高瀬川を暗渠にする）を求めたことである。この局地的利害の主張に対抗する形で、一九二〇年になると、木屋町通と高

瀬川の景観や歴史・文化を尊重して都市改造を行うべきで、木屋町線拡築に反対だという新しい主張が出てきた。

第二に、京都市の都市計画事業では、一九二〇年を通し、右に述べた局地利害を主張する市民運動に対し、都市の景観や歴史・文化の保存を主張し、交通網の合理性を主張する市民運動が盛り上がり、理念の面で圧倒し、市会を動かしていったことである。

第三に、市区改正事業案を策定し、さらに市区改正委員会で修正された案をもとに、京都の都市計画事業の案を作っていく中心となったのは、永田兵三郎（京都市工務課長、まもなく工務部長）ら京都の技術職員（吏員）や近新三郎（京都府土木課長）ら京都府の技術官吏たちであったことである。

第四に、京都市の市区改正事業・都市計画事業の計画形成過程における内務省の主導は、それほど強くなかったことである。第一回京都市区改正委員会、京都市当局が作成し、内務省も承認した河原町線拡築の原案を修正する形で木屋町線拡築が一票差で可決された。この修正の中心となったのは、京都市区改正委員に任命された一部の京都市会議員であった。それに対して、木屋町線拡築に反対意見を持つ市民や市会議員が、修正を求めて活動し始めた。市会内でも木屋町線反対派が台頭し、一九二〇年六月二一日の市会で、第五号線として木屋町線を拡築することを改め、木屋町以西において適当な線路を選んで拡築するという意見書が、圧倒的多数で採択された。このように、内務次官が委員長となり、内務省の高官も参加した委員会の権威は、絶対ではなかった。

また、木屋町線反対派を中心に、市議たちは安藤謙介市長の市政運営では「大京都市建設」がおぼつかないと、一九二〇年六月頃から、安藤市長への不信任を強めていった。安藤市長は富山県知事を皮切りに各県知事を歴任した元内務官僚であったが、市会の視線は厳しかった。この結果、安藤謙介市長は市会との関係を悪化させ、一九二〇年（大正九）一月三日付で辞職した。しかし、後任市長がなかなか決まらないまま、半年以上の時が過ぎた。こうした京都市民の動きは、一九一九年から二

〇年にかけて都市部で普通選挙運動が高まっていくような、大正デモクラシーの時代を反映していた。

本稿はそれらに引き続き、市長不在にもかかわらず、都市計画事業の準備は進み、一九二一年七月八日に第二回都市計画京都地方委員会が開かれるまでを分析する。この委員会では、市会で木屋町線反対の空気が強まっているにもかかわらず、河原町線案が否決されてしまった。そこに至る経過を分析しつつ、市長不在にもかかわらず事業計画が進んだことや、京都地方委員会で河原町線案が否決された理由等を明らかにしたい。

第一章 永田工務部長らの事業計画推進

京都市の都市計画事業には、市が買収した旧京都電気鉄道（単線、狭軌）と、市電（複線、広軌）の軌道を、市電に合わせて統一する問題が絡んでいた。この軌道統一の着手期限は、一九二〇年（大正九）一月として政府から許可を受けていたが、都市計画事業において木屋町線か河原町線かの対立が続いているので、着工不可能となり、一九二一年一月まで延期することとなった。しかし、軌道統一に必要な経費はすでに起債を終わり、市当局の手に保管されていた。事業への着手が遅れれば遅れるほど、市債の利子負担が市民の損害となる⁴。

京都市が都市計画事業を実施するには、道路を拡築する路線計画については、都市計画京都地方委員会で可決されなくてはいけない。すでに一九一九年一月二五日の京都市区改正委員会（都市計画京都地方委員会の前身）で幹線道路の路線計画は決まっていたが、幹線から延びる支線は決まっていなかった。京都市当局は草案を作成して、前年の一九二〇年九月に内務省に建議した。しかし、一九二〇年一月一二日に開催された京都地方委員会では、路線計画は諮問されなかった⁵。また、安藤謙介京都市長は一月三日付で辞任し、その後任市長はなかなか決まらなかった。

それにもかかわらず、永田兵三郎工務部長ら市当局は、第二次的路線（幹線から伸びる支線）の計画を立て始めた。このために当局は、一九二一年度歳出臨時部調査費中都市計画調査費として、四万五〇〇〇円の計上を求めた。

これに関連し、市内汚水ならびに雨水の処分のため、下水道網改良計画推進の調査を行い、大体完了し、下水道網を道路計画の中に線で引いた、土木費中道路台帳調製費として、七万円を計上した。さらに、枝線計画に関連して、水道網を完成させるため、鉄管配置計画も検討しており、その調査費用は別に水道拡張費用に計上されている。

このように京都市の技術職員は、彼らの構想した河原町線拡張の計画が木屋町線に変更されても、都市計画事業の推進に積極的であった。市の技術職員は最も良いと思われる計画を立案するが、それが上級の意思決定機関で修正されると、旧計画にこだわらず、新計画にもとづいて積極的に動いたのである。

木屋町線の拡張を求める安田種次郎（木屋町線期成同盟会委員長）らは、一九二一年一月一日、署名六二〇七名分を添え、第三回の「京都市区改正委員会決議尊重に関する陳情書」を水入善三郎市長代理助役に提出した。ここでは、前回と通計すると、署名数は二万五〇〇〇有余に及ぶと主張していた。

ところで一九一八年六月、内務省の池田宏大臣官房都市計画課長から、京都市を中心に、市と相互従属関係を有する近郊諸町村のうち、将来市の都市計画の範囲に属する予定地域について、府県を経て意見を上申せよ、との照会があった。そこで京都市は、京都市および近郊二一か町村を適当と認め、同年七月に内申した。さらにその後の調査の結果、一九二〇年九月一五日、京都市は市中心部より八マイル圏内にある京都市および隣接四六か町村にわたる大区域案を作成して、市長から内務大臣に上申した。

その後一九二一年一月三〇日夜、永田工務部長と京都府の近新三郎土木課長は東京に出張した。これは内務省都市計画課から、「都市計画地区」

（以下後の用語に習ってすべて都市計画区域と表現する）制定問題について協議したい、と求めてきたからである。永田工務部長は二月五日朝に、京都に戻った。

永田の話によると、都市計画区域の範囲については、大体において京都市から建議した案が、都市計画課に認められた（ただし山県治郎都市計画課長は風邪で協議に出席できず）。この後、内務省土木局、地方局等の審議を経て、内務省の意見を決定、都市計画区域設定に係る京都市隣接の町村に諮問し、都市計画京都地方委員会に諮問されることになる。どれだけ急いでも、区域設定案が京都地方委員会に諮問されるのは、四月中旬の事だろう。このように、永田は見通した。

後述するように、京都市都市計画区域が京都地方委員会に実際に諮問されるのは、翌一九二二年六月九日である。永田工務部長は都市計画事業の実施に積極的なあまり、どれだけ急いでも、との限定をつけながらも、一年以上早い見通しを述べたのである。

市の技術職員の焦りをよそに、京都市の都市計画区域も含め、都市計画事業計画が固まらないのは、京都市内で五号線が、河原町・木屋町両線のいずれが良いかを争っていることに加え、内務省にも問題があった。道路拡張に対して、三分の一国庫補助を出すことは、内務省議で決定してはいたが、どの基準で国庫補助を出すのか、内務省の土木局、地方局、大臣官房都市計画課の三者三様の解釈があり、一致していなかったからである。計画の道路全体の三分の一なのか、道路上に電気軌道の敷設がある場合に軌道部分を除いた道路の三分の一か、現在において軌道敷設は八間幅の道路でなければ認可されないので八間幅を除いた道路の三分の一か、省内で意見が一致していないのである。さらに都市計画課長も再度更迭され、同課の基礎も固まっていなかった。

二月下旬、永田工務部長は新任の山県都市計画課長に会い、都市計画事業の年度割を都市計画京都地方委員会に提出するよう督促するため、再度、東京に出張した。二八日朝に京都に戻ると、永田は京都市から提出している草案は、都市計画課で大体において認められていると、新聞

国庫補助	1160 万円
沿道受益者負担	300 万円
市公債	2040 万円
合計	3500 万円

記者に話した。ただ、市町村制改正案を提出する関係上、市町村課は極めて多忙で、そこで止まっている、と永田は見た¹²。

その後、岡田庶務係長が、三月五日に国庫補助額について通知を受けた。岡田は永田と一緒に東京に出張し、残って内務省の意見を待っていたのである。通知の内容は、京都市の都市計画事業の道路費総額三五〇〇万円に対して、三分の一の一六〇余万円が国庫補助として補給されるという吉報であった¹³。

右の報を得て、市当局の立てた都市計画事業の道路拡築財源は、表1のように固まっていた。

事業の大きな財源となる市公債は、毎年必要額を公募し、事業が一〇年で完成する予定であるので、その翌年より、公債募集の年から三〇年で償還する計画であった。また額面一〇〇円に対して、市の手取り九〇円（九〇パーセント）で、年利は六・五パーセントを予定していた。元利合算すると、公債負担は五〇〇〇万円近くになる。これらを償還する財源は、新たに敷設した市電の収益三五〇〇万円と、市税一二五〇万円、合計四七五〇万円である¹⁴。

このように、京都市長不在にもかかわらず、永田工務部長ら市の技術職員の尽力によって、都市計画事業計画は進んでいった。

注

¹ 京都市については、石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究社、一九八七年）第五章、越沢明『東京の都市計画』第一章（岩波新書、一九九一年）、中野章『東京市政と都市計画—明治大正期・東京の政治と行政』（敬文堂、一九九三年）第二部・第三部、渡辺俊一『「都市計画」の誕生』（柏書房、一九九三年）、越沢明『復興計画』第二章（中公新書、二〇〇五年）など。横浜市については、堀勇良「市区改正条例準用時代の都市計画—横浜市区改正局と横浜市区改正委員会」（横浜近代史研究会・横浜開港資料館編『横浜の近

代—都市の形成と展開』日本経済評論社、一九九七年）、大西比呂志『横浜市政史の研究—近代都市における政党と官僚』（有隣堂、二〇〇四年）第五章など。大阪市については、芝村篤樹『日本近代都市の成立—一九二〇・三〇年代の大阪』（松籟社、一九九八年）第四章・第六章、金沢市については、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成』（日本経済評論社、二〇〇三年）第二章三節などで言及されている。

² 赤木須留喜『東京都政の研究』（未來社、一九七七年）第一章第一節、前掲、石田頼房『日本近代都市計画の百年』一四一—一五頁。なお中野章氏は、都市計画法を官僚的性格を持っていたとしつつも、それまでになかった審議と執行の両機関の確立を果たした点で画期的な法制であったと、行政の合理化の観点からとらえている（前掲、中野章『東京市政と都市計画』二七頁）。

³ 拙稿「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に—一九一八—一九一九—」（『法学論叢』一六六卷六号、二〇一〇年三月）、同「第一次世界大戦後の都市計画事業と景観問題の登場—京都市を事例に—一九二〇年の転換」（二）（『法学論叢』一七一巻一号—三号、二〇一二年四月—六月）。

⁴ 『京都市出新聞』一九二二年二月四日。

⁵ 同右、一九二二年二月六日夕刊（二月五日夕方発行）。前掲、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業と景観問題の登場」。

⁶ 『京都市出新聞』一九二二年一月二〇日。

⁷ 「第三回京都市区改正委員会決議尊重に関する陳情書」（「陳情に関する重要書類」一九二〇—一九二六年度、京都市永年保存文書）。

⁸ 田中清志（京都市役所内）『京都市都市計画概要』（京都市役所、一九四四年）二七頁。

⁹ 『京都市出新聞』一九二二年二月六日夕刊（二月五日夕方発行）。

¹⁰ 伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の確定—京都市を事例に—一九二一年後半—一九二二年」（『法学論叢』一七二卷三・四号、二〇一三年一月掲載予定）。

¹¹ 『京都市出新聞』一九二二年二月六日夕刊（二月五日夕方発行）。

¹² 同右、一九二二年三月一日夕刊（二月二八日夕方発行）。

¹³ 同右、一九二二年三月八日。

¹⁴ 同右。

〔以下、次号に続く〕

『京都市政史』刊行記念「戦後京都の軌跡」展によせて

―史料『京都市建物疎開跡地処理計画』の紹介―

川口 朋子

一 本史料の意義

京都市歴史資料館では、『京都市政史』第二巻「市政の展開」が刊行されたのを記念して、二〇一二年（平成二四）四月二十八日から七月二五日まで「戦後京都の軌跡」展を開催した。記念展では、「国際文化観光都市をめざして」、「戦後京都の都市のすがた」、「世界の中の京都」の三つのテーマが設けられ、非戦災都市として戦後を迎えた京都市が、どのような都市を理想に掲げ目指してきたのか、そのあゆみが紹介された。本稿で紹介する史料は、「国際文化観光都市をめざして」のコーナーで公開されていた『京都市建物疎開跡地処理計画』である。

戦時下の京都市内では、焼夷弾による攻撃を受けた際に市街地が延焼するのを防ぐため、施設や商店、家屋を取り壊す建物疎開が行われた。建物疎開は、一九四四年（昭和一九）七月から四次にわたって行われたが、一九四五年八月一日正午、「終戦の詔勅」が放送されると直ちに中止に至った。建物疎開によって取り壊された市内の建物は、約一万九千戸、約四九万坪に及ぶ。市街地に発生したこれらの広大な空地をどのようにに処理するかは、戦後京都市の進む方向性に影響を与える重要な事案となった。現在の御池通や五条通、堀川通が、これらの疎開跡地を整備した結果出来上がった幹線道路であることは、市民の方々にもよく知られている。主要交差点付近にあった疎開跡地は、交通交雑を緩和するために街路広場としても整備された。疎開跡地に児童公園が建設された場合も多い。

だが、これらの疎開跡地の中には、都市計画施設とならずに所有者に返還されたものもあり、処理の詳細について不明な点もある。本史料に

は、全ての疎開跡地の用途区分が記されており、戦後京都の都市再建過程を明らかにする史料の一つとして興味深い。また、文章は一切記述されず、疎開跡地の位置以外は、すべて地積や賃借価格などの表で構成されている。疎開跡地の処理と、処理を通じた戦後京都の都市再建の起点を、より客観的に分析する上での有用な資料である。

二 行政資料の所蔵状況について

まず、建物疎開に関する行政資料の所蔵状況について、簡単に見てみたい。

建物疎開は警察が主要な役割を果たしたためか、戦後全国的に公文書の大量焼却処分が行われ、残存資料は非常に乏しい。そのため、全国的には、建物疎開に関するまとまった資料が存在する都市はほとんどない。

京都府は、建物疎開の行政資料が存在する全国でも貴重な都市であり、京都府と京都市がそれぞれ所蔵している。戦時期の建物疎開は、内務省防空総本部の指揮により各府県が執行したため、執行に関する資料の多くは、京都府庁文書として京都府立総合資料館が所蔵している。京都府庁文書に書かれた事業計画書や建物疎開が行われた地域、補償の内容などを読み解くことで、京都市内で行われた建物疎開の概要を把握することができる。

他方、京都市は疎開跡地の管理を担っていた。管理とは、まず疎開跡地に貯水槽や防空施設を設置することである。建物疎開は、建築物を取り壊すだけでなく、疎開跡地にこれらの施設を設置して、ようやく事業が完了する。不燃都市を建設するために必要な作業とされていたが、実際には疎開跡地上にそれらの施設が設置されることはほとんどなく、木材や瓦礫が散乱したまま、戦後を迎えた。

次に、土地所有者への賃借料の支払いである。戦時下、疎開跡地は一時的に国が収用している状態であったため、京都市は国庫補助を得て土

写真2 「京都市建物疎開跡地処理計画」

(写真1・2ともに『京都市建物疎開跡地処理計画』京都市歴史資料館所蔵)

開までの疎開跡地の種別、地区番号、箇所数、面積、買収状況、賃借継続状況、賃借解除状況の一覧表である。第四次建物疎開に関する情報が記されていない理由は、計画の三割程度が進んだところで一九四五年八月一五日を迎え、中止となったためである。途中まで取り壊した建物や、第四次分の疎開跡地は、できるだけ元の所有者へ返還することとなった。

次に、「京都市建物疎開跡地処理計画」では、第一次、第二次、第三次建物疎開ごとに、全ての疎開空地の地区番号と位置、総面積、買収済みの面積、賃借継続面積、賃借解除面積が列記されている。買収済み面積とは、既に京都市が用地買収した空地の面積である。賃借継続面積とは、都市計画に必要な用地として将来買収する予定だが、現在は市が賃借を継続している状態の空地面積を指す。都市計画用地として必要ない場合、持ち主に返還するが、その空地面積が賃借解除面積である。

よって、本史料は、「京都市建物疎開跡地処理(賃借区分)計画調書」と「京都市建物疎開跡地処理計画」を照らし合わせることで、京都市内の疎開跡地の処理計画の全体像を把握するとともに、個々の跡地についても詳細に状況を分析することが可能となる。具体的に、跡地処理計画の内容を、第一次建物疎開分から順に見ていこう。

第一次の実施は、一九四四年七月一八日の内務省告示により公表され、八月末まで約一か月間行われた。二二か所が地区指定を受けたが、その特徴は、軍需工場や警察署の防空を重視していることである。例えば、中京区や下京区では島津製作所三条工場周辺、日本電池九条工場周辺、ガス会社周辺、伏見区では寺内製作所周辺、上京区では西陣警察署周辺であった。

「京都市建物疎開跡地処理(賃借区分)計画調書」からは、所有者へ返還する空地がわずかに存在するが、大部分は都市計画用地の予定であることがわかる。また、「京都市建物疎開跡地処理計画」より、用地買収が一番早く進んでいた地域は、工場周辺の疎開跡地であったことも明らかである。

第二次は、一九四五年二月末日から始まった。京都市内の第一次、第三次と比較して最も規模が小さく、二五六戸が地区指定を受けた。その特徴は、火災が発生した際、消火活動を素早く行うことができるような地域を指定していることである。具体的には、小型のガソリンポンプ車や消防ポンプ車が、鴨川や堀川などの水場に接近して消火活動を行える

ような道路（消防用道路）の造成である。

第二次分の疎開跡地（五九二二坪）は、すべて都市計画用地とするために、京都市が賃借することとなった。

第三次は、一九四五年三月一八日から開始され、京都市の建物疎開では最大規模となった。指定地区数は一四〇か所、総面積は三六万三九四九坪に及んだ。

第三次の総面積の大部分を占めていたのが、一定幅の疎開小空地が帯状に連続した空地帯である。そのため、取り壊しに必要な労力、時間、費用ともに増大し、特に大掛かりな事業となった。この時に空地帯として指定を受けたのが、御池通、五条通、堀川通、京都駅周辺である。そのほか、消防用道路、交通疎開空地（駅前や主要交差点付近）、小空地が指定を受けた。これらの疎開跡地は、調査によると、空地帯と消防道路をすべて賃借し、交通疎開空地と小空地は部分的に賃借することになった。

四 疎開跡地の環境悪化

ところで、一九四六年（昭和二一）三月にこのような詳細な疎開跡地の用途区分が決定した際、敗戦から約一年半が経過していた。その間、疎開跡地は放置されたままであった。市内に疎開跡地が広がる様子は、戦災都市と見まがうような状況であったという（建設局小史編さん委員会編『建設行政のあゆみ―京都市建設局小史―』京都市建設局、一九八三年、三四頁）。瓦礫が散乱した当時の五条通の疎開跡地を見て、付近の住民たちが「五条山脈」と呼んでいたことを記憶する者もいる（著者ヒヤリング、二〇一二年六月二一日）。

放置された疎開跡地上では、何が起こっていたのだろうか。京都市は、疎開跡地の管理を町内会に委託していたため、町内会では目下の食糧難対策として、疎開跡地を菜園地に無償で使用させる場合も少なくなかった。

た。京都府は、疎開跡地上の廃材を市に払い下げ、家庭用燃料として使えるよう配給計画を作成した。他方、残った敷石や土砂に加えて、塵芥が蓄積しはじめると、疎開跡地は伝染病の発生源ともなり、周辺環境の悪化を引き起こした。このように、保健衛生面からの改善が必要な疎開跡地は、特に繁華街に多く存在した。

また、建物疎開を行った当時、建物を取り壊しても水道管を撤去できなかった場合が多かった。疎開跡地に残された数百か所の水道管からは、水が噴出し、戦後を迎えても、松ヶ崎・蹴上・桃山の三浄水場が排出する水のうち、約二割強は疎開跡地上で漏水していたのである。このような状況を見て、市民からは「不衛生で見苦しい」という苦情が京都市へ寄せられるようになり（『京都新聞』一九四五年二月三日・四日）、京都市施設局では、その対策に苦慮していた。

京都市が本格的な整備を開始できなかったのは、前述した内務省国土局の通達（一九四五年八月三一日）が、公共用地として必要な疎開跡地を指定していなかったからである。したがって、一九四六年三月に内務省と府によって疎開跡地の用途区分がようやく決定したことは、京都市にとって疎開跡地の整備を本格的に検討するための一つの足掛かりではあった。だが、疎開跡地の整備を実施するには、一九四七年三月の都市計画決定および同事業決定を待たねばならなかった。「戦後京都の軌跡」展では、疎開跡地整備事業が進む様子について、『京都市都市計画疎開跡地整備計画図』（一九四九年）も公開されたが、資料の詳細は別の機会に譲りたい。

最後に、疎開跡地整備事業は、京都市が戦後はじめて直面した大型の土木事業であり、その達成は容易ではなかった。関係職員の努力とともに、多くの市民の協力なしには遂行し得なかった事業である。現在でも、跡地の用地買収がすべて完了していないことを記しておきたい。

第二巻についておわびと訂正

京都市は二〇一二年三月に『京都市政史』第二巻「市政の展開」を刊行しました。この巻では一九五〇年から二〇〇〇年頃までを対象に、京都市政を中心に市民の方々の動向も含めた京都市現代の歴史を叙述しています。幸い第二巻も、これまで刊行された第一巻・第四巻・第五巻とともに好評を頂いております。

この第二巻は現在に近い時期を取り扱っていることもあり、同時代を生きてこられた当事者の方も多くいらっしやいます。第二巻では、一九五二年七月に上京区役所・水道局で職員によるストライキが発生し、京都市は職員の懲戒免職を含む厳しい処分を下したことも記しましたが、当時を知る関係者の方から処分者の数が異なるのではないかという御指摘を頂きました。

当時のことを知る包括的で信頼できる史料は今のところ見当たらないので、新聞で再確認したところ、ストライキの経過は次のようにまとめることが出来ます。

京都市は一九五二年七月に入ると、行政能率の向上と市民サーヴィスの増進を図るため、職員を削減する方針を發表します。しかし市が人員整理に着手したことに職員組合は強く反発しました。七月一日に上京区役所で始まったストライキは、一二日には水道局に拡大します。こうした事態を重く見た京都市は一三日にストライキの主導者一六人の懲戒免職を發表し、一四日にストライキは収束に向かいました。さらに市は七月二五日にストライキの参加者に対する第二次処分を下します。懲戒免職四人を含む八四二人が処分の対象となりました。

以上の事実を確認しましたので、第二巻の記述を次のように訂正させていただきます。訂正する部分と訂正した部分には傍線を付しています。

① 六三頁

〔訂正前〕

対立は翌年の行政整理でも生じた。財政難への取り組みとして人員整理が不可避になるや、高山は職員の一割削減をめざして各局に一割解雇対象者の選定を指示した。手続きとしてはその後総務局でさらに選考する予定だった。しかし反発した上京区役所でストが発生した。ストは他の部署にはあまり広がらず、懲戒免職四人を含めて八三八人の職員が処分をうけることになった（資料164、本書第二章第二節（一）

参照）。

〔訂正後〕

対立は翌年の行政整理でも生じた。財政難への取り組みとして人員整理が不可避になるや、高山は職員の一割削減をめざして各局に一割解雇対象者の選定を指示した。手続きとしてはその後総務局でさらに選考する予定だった。しかし反発した上京区役所でストが発生した。ストは水道局でも発生したものの、他の部署にはあまり広がらず、懲戒免職二〇人を含めて八五八人の職員が処分をうけることになった（資料164、本書第二章第二節（一）参照）。

② 二〇三頁

〔訂正前〕

こうして高山市政の下では、人員削減と職員給与抑制をめぐる市当局と職員組合の攻防がくり返されていく。一九五二年七月、高山市長は正職員二二九人の解雇を行った。この時、組合側の活動も激しさを増し、上京区役所・東山区役所と水道局では職員が職場を放棄する事態がおきた。一方、組合に対する高山市長の厳しい姿勢もかわらない。上京区役所で職場放棄を主導した四人を懲戒免職にしたほか、総数八三八人に対して停職・減給・戒告などの処分をくだしたのであった（『京都市政史』一九五二年七月一二・二六日）。

〔訂正後〕

こうして高山市政の下では、人員削減と職員給与抑制をめぐる市当局と職員組合の攻防がくり返されていく。一九五二年七月、高山市長は正職員二二九人の解雇を行った。この時、組合側の活動も激しさを増し、上京区役所と水道局では職員が職場を放棄する事態がおきた。一方、組合に対する高山市長の厳しい姿勢もかわらない。職場放棄を主導した二〇人を懲戒免職にしたほか、八三八人に対して停職・減給・戒告などの処分をくだしたのであった（『京都市政史』一九五二年七月一二・二六日）。

第二巻の記述に誤りがありましたことにつきまして御指摘をいただき大変ありがとうございます。心からおわびを申し上げるとともに記述を訂正させていただきます。

（文責 松中 博）

史料ニュース

◇このところ、〈史料ニュース〉をお伝えできておりませんでしたので、市政史編さんに関わる資料収集の成果の一部をご紹介しますいただきます。

戦前の都市計画京都地方委員会議事速記録などの公開について

① 『京都市区改正委員会議事速記録』 一九一九年（大正八）二月に設置された京都市区改正委員会の議事録で、謄写版で発行されたものです。同委員会は、都市計画京都地方委員会の前身にあたります。

② 『都市計画京都地方委員会議事速記録』 都市計画法（一九一九年四月）と都市計画委員会官制（同年一月）の施行をうけて、一九二〇年七月に京都府に設置された、都市計画京都地方委員会の議事録です。歴史資料館には、第一回（一九二〇年一月）から第四九回（一九四四年二月）までが所蔵されています。なお、戦後、同委員会は京都市都市計画地方審議会に改組されました。

このほかにも、一九二二年七月八日の『都市計画京都地方委員会経過概要』があり、都市計画京都地方委員会の設立当初の経過を知る上で、基本となる資料です。

これらの資料は、紙の劣化も進んでいますので、資料の保存のため、紙焼き（写真帳）を作成して公開しています。閲覧をご希望の際は、歴史資料館二階の閲覧室で、写真帳番号「館73」とご請求いただきましたら、ご覧いただけます。

また、本号で資料紹介されている、当館所蔵の「京都市建物疎開跡地処理計画」も、写真版が公開されていますので、窓口でお尋ねください。

（秋元せき）

編纂だより

◇今年度から、最終巻となる「第三巻 財政のあゆみ 付・総年表」の準備が本格的に始まっています。二〇一一年二月以降の編さん委員会の主な活動をご報告いたします。

・二〇一一年三月二十九日（火） 拡大事務局会議（第四一回）、市政史編さん委員会（第五二回）。

・四月二十七日（水） 拡大事務局会議（第四二回）

・五月一日（水） 市政史編さん委員会（第五三回）、市政史編集・顧問会議（第一二二回）。

・一〇月二日（水） 拡大事務局会議（第四三回）、市政史編さん委員会（第五四回）。

・二〇一二年三月七日（水）、市政史財政編打合せ。

・三月二十七日（火） 市政史研究会（財政編、二〇一一年度第一回）。

・四月二十五日（水） 市政史拡大事務局会議（第四四回）、市政史編さん委員会（第五五回）。

・五月一日（金） 市政史編さん委員会（第五六回）、市政史編集・顧問会議（第一三三回）。

・五月二十五日（金） 市政史研究会（財政編、二〇一一年度第一回）。

・九月五日（水） 市政史研究会（財政編、二〇一一年度第二回）。

◇二〇一二年度の事務局の異動について、ご報告させていただきます。二〇一二年三月、市政史編さん

京わらべ

編さん委員会参加をつとめた中川幸夫歴史資料館次

長の定年退職に伴い、六月に影近晴治歴史資料館次長（編さん委員会参加）が着任しました。また、事務職として経理を担当していた伊藤浩二主任が西京区役所地域力推進室へ転出し、後任として棧敷浩治主任が着任しました。

◇今号には、編さん委

員会代表伊藤之雄氏と、市政史編さん助手の川口朋子氏よりご寄稿いただきました。ご味読ください。（秋）

発行日 二〇一二年九月二〇日
発行 京都市市政史編さん委員会
所在地 京都市上京区寺町通丸太町上る
京都市歴史資料館内
電話 〇七五（二四一）四三二二